

平成24年11月30日

所得税の住宅ローン控除の確定申告について

住宅ローンを利用して一定の要件を満たすマイホームの新築等を行った場合は、その旨申告することにより、一定期間住宅ローン等の年末残高の合計額等をもとに計算した金額を所得税から控除できる制度があります。その確定申告の方法についてご案内します。

■時期

購入した翌年の1月1日以降

通常の確定申告は2月16日～3月15日の期間ですが、住宅ローン控除の申告(還付申告)はこの期間前でも可能です。下記の必要書類が揃った段階で申告ください。また、会社員の場合は、申告した翌年以降は勤務先での年末調整が可能となるため申告は不要です。(自営業の場合は毎年申告する必要があります。)

■申告先

住所地を管轄する税務署(国税庁のHPで検索できます。)

■必要書類

- ①住宅ローンの残高証明書…借り入れ先の金融機関で入手。複数のローンを組んでいる場合は全ての残高証明書が必要となります。
- ②住民票…市役所で入手。
- ③源泉徴収票…勤務先で入手。
- ④確定申告書…税務署で入手。記入の仕方等に関しては、税務署の窓口でご相談ください。還付金の振り込み先を記入するため銀行口座の分かる預金通帳等も持参ください。
- ⑤契約書の写し…新築した場合は請負契約書のコピー、新築住宅を購入した場合は売買契約書のコピー。
- ⑥登記事項証明書…当事務所から送付した権利証等に同封しています。
- ⑦認印

※認定長期優良住宅の場合

- ⑧長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑨住宅用家屋証明書の写し または 認定長期優良住宅建築証明書
住宅用家屋証明書は当事務所から送付した権利証等に同封しています。

■その後の手続き

申告した年の5月中旬以降に税務署および市役所から「所得税および住民税の還付金のお知らせ」が郵送されます。必要事項を記入して返送すると後日還付金が銀行口座に振り込まれます。(管轄の税務署、市役所によって取扱いが異なることがあります。)

ご不明点などありましたら国税庁電話相談センターにお電話にてご相談ください。奈良税務署(0742-26-1201)にかけると転送されます。